

議案第 6 3 号

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正について

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日 提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地価下落を反映させた土地占用料の額に改正するため必要があるからである。

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例（平成12年大口町条例第31号）
の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

(1) 流水占用料

占用の種類	単位	流水占用料
流水の占用	毎秒1立方メートル1年につき	円 43,000
水面の占用	使用面積1平方メートル1年につき	40

(2) 土地占用料

占用物件	単位	土地占用料
第1種電柱	1本1年につき	大口町道路占用料条例（平成3年大口町条例第1号）第3条第1項に定める額とする。
第2種電柱	1本1年につき	
第3種電柱	1本1年につき	
第1種電話柱	1本1年につき	
第2種電話柱	1本1年につき	
第3種電話柱	1本1年につき	
その他の柱類	1本1年につき	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	
ガス管、水道管、下水道管	外径が0.07メートル未満のもの	
その他これらに類するもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき
	外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき
歩廊及び日覆類		使用面積1平方メートル1年につき
上空に設ける通路、その他これに類するもの		使用面積1平方メートル1年につき
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1年につき
	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき
標識類		1本1年につき
アーチ	河川を横断するもの	1基1月につき
	その他のもの	1基1月につき
工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場		使用面積1平方メートル1月につき
仮設建築物、仮設店舗		使用面積1平方メートル1月につき
その他のもの		使用面積1平方メートル1年につき

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電

線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

附 則

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

(新)

別表（第2条関係）

(1) 略

(2) 土地占用料

占用物件	単位	土地占用料
第1種電柱	1本1年につき	大口町道路占 用料条例（平 成3年大口町 条例第1号） 第3条第1項 に定める額と する。
第2種電柱	1本1年につき	
第3種電柱	1本1年につき	
第1種電話柱	1本1年につき	
第2種電話柱	1本1年につき	
第3種電話柱	1本1年につき	
その他の柱類	1本1年につき	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	
ガス管、水道 管、下水道管 その他これ らに類する もの	外径が0.07メートル 未満のもの	
	外径が0.07メートル 以上0.1メートル未満 のもの	
	外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満 のもの	
	外径が0.15メートル 以上0.2メートル未満 のもの	
	外径が0.2メートル以 上0.3メートル未満の もの	
	外径が0.3メートル以 上0.4メートル未満の もの	
	外径が0.4メートル以 上0.7メートル未満の もの	
	外径が0.7メートル以 上1.0メートル未満の もの	

	外径が1.0メートル以上のも	長さ1メートル1年につき
歩廊及び日覆類		使用面積1平方メートル1年につき
上空に設ける通路、その他これに類するもの		使用面積1平方メートル1年につき
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1年につき
	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき
標識類		1本1年につき
アーチ	河川を横断するもの	1基1月につき
	その他のもの	1基1月につき
工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場		使用面積1平方メートル1月につき
仮設建築物、仮設店舗		使用面積1平方メートル1月につき
その他のもの		使用面積1平方メートル1年につき

備考

1～3 略

(旧)

別表（第2条関係）

(1) 略

(2) 土地占用料

占用物件		単位	土地占用料
第1種電柱		1本1年につき	円 <u>1,100</u>
第2種電柱		1本1年につき	<u>1,700</u>
第3種電柱		1本1年につき	<u>2,300</u>
第1種電話柱		1本1年につき	<u>970</u>
第2種電話柱		1本1年につき	<u>1,600</u>
第3種電話柱		1本1年につき	<u>2,200</u>
その他の柱類		1本1年につき	<u>75</u>
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	<u>10</u>
地下電線その他地下に設ける線類		長さ1メートル1年につき	<u>5</u>
ガス管、水道管、下水道管 その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>50</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>75</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>100</u>
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>200</u>
	外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>500</u>
	外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,000</u>
歩廊及び日覆類		使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,500</u>
上空に設ける通路、その他これに類するもの		使用面積1平方メートル1年につき	<u>910</u>
看板(アーチであるもの)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>140</u>

を除く。)	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>1,400</u>
標識類		1本1年につき	<u>1,200</u>
アーチ	河川を横断するもの	1基1月につき	<u>1,400</u>
	その他のもの	1基1月につき	<u>680</u>
工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場		使用面積1平方メートル1月につき	<u>140</u>
仮設建築物、仮設店舗		使用面積1平方メートル1月につき	<u>150</u>
その他のもの		使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,500</u>

備考

1～3 略